

別添 2

国自情第 18 号
平成 23 年 4 月 18 日

地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車交通局技術安全部
自動車情報課長

被災地域における新規登録等の申請について

平成 23 年東日本大震災の被災地域における新規登録等の申請については、平成 23 年 3 月 30 日付、東北運輸局自動車技術安全部長あて国自情第 235 号(別添)による取扱に加え、下記のとおり取扱うこととする。

被災地域に住所を有する所有者又は使用者が、他地域で新規登録等を行う場合も同様に取扱うこととするので、貴局管内運輸支局等へ周知徹底し、遺漏無きよう取扱い願いたい。

記

1. 新規登録等の際、所有者使用者が別の場合であって、使用者が上述国自情第 235 号の適用地域に住所を有する場合、使用者の住所を証する書面として、登録事項等証明書交付請求の際に求める身分証明書（運転免許証等）による代用を認める。
2. 今回の措置において、運転免許証等により本人確認を行う場合、運転免許証等に記載された住所と住民登録上の住所が異なる場合は、その後の登録手続きに支障が生じる可能性があることから、別添「住所に関する書面」を記載し申請書面に添付するものとする。

この場合、車検証の所有者（使用者）の欄には、住民票上の住所を、使用の本拠の位置の欄については、保管場所証明書に記載された住所を記載する。

住所に関する書面

平成23年東日本大震災の影響により、印鑑登録証明書及び住民票等の添付ができませんが、住民票に記載されている住所等は下記のとおりです。

氏 名 : _____

住民票上の住所 : _____

平成23年 月 日